



広報行事実施のお知らせ

(令和5年度夏休み裁判体験会)

福島地方裁判所管内



福島地方裁判所では、夏休み企画として、福島本庁、郡山支部、会津若松支部、いわき支部で小学4～6年生を対象とした「令和5年度夏休み裁判体験会『なりきり！裁判官・検察官・弁護士～模擬裁判体験会～』」を実施し、全庁共通で昔話「浦島太郎」をモチーフにした模擬裁判を体験してもらいました。

その時の様子をお伝えします！



会津若松

(7月24日実施)

7組14名の児童の皆さんと保護者にご参加いただきました。

職員から刑事裁判制度・手続や裁判官・検察官・弁護士の役割について説明を受けた児童の皆さんは、その後、模擬裁判を体験。また、裁判官に直接質問もしました。



多くの児童の皆さんから、前から模擬裁判をやってみたかったので、今回、模擬裁判が体験できて楽しかったなどの感想が寄せられました。

質疑応答では、事前に用意したメモを見ながら質問をする児童もいて、裁判官の生の声を聞くことができ、充実していた様子でした。

郡山

(7月26日実施)

20組39名の児童の皆さんと保護者にご参加いただきました。

講師の裁判官・検察官・弁護士から、刑事裁判制度・手続や刑事裁判手続におけるそれぞれの役割について説明を受けた児童の皆さんは、その後、模擬裁判を体験。また、裁判官・検察官・弁護士に直接質問もしました。



児童の皆さんは、シナリオを短時間で予習し、とても上手に演じていました。弁護人の「異議あり」のセリフを担当した児童からは、とても嬉しくて緊張したと感想がありました。

模擬裁判の体験後には、児童の皆さんから積極的に質問をいただき、大賑わいでした。「どうしてこの仕事をやろうと思ったのですか」「テレビでは検察官と弁護人はバチバチだけど、普段はどうですか」等の質問に弁護士、検察官、裁判官それぞれからの回答があり、児童の皆さんは真剣にメモしていました。最後に裁判官等と写真撮影をした児童もいて、良い思い出になったとの感想が聞かれました。



福島 (7月28日実施)

18組38名の児童の皆さんと保護者にご参加いただきました。

講師の裁判官・検察官・弁護士から、刑事裁判制度・手続や刑事裁判手続におけるそれぞれの役割について説明を受けた児童の皆さんは、その後、模擬裁判を体験。また、裁判官・検察官・弁護士に直接質問もしました。



模擬裁判では、本物の裁判さながらの緊張感の中、児童の皆さんがそれぞれの役割を真剣にこなしていました。結審後、被告人乙姫に言い渡した刑は、児童の皆さん全員一致の多数決で「懲役10年」。言渡し後には、保護者や講師の方々から温かな拍手が送られました。

終了後には、「裁判についてよく理解できた」「またやりたい」等の感想が寄せられました。



いわき (7月28日実施)

20組42名の児童の皆さんと保護者にご参加いただきました。

裁判所の仕組みが分かるDVDや最高裁判所の建物見学を体験できる動画、最高裁判所の建物などを題材にしたクイズ動画を鑑賞した児童の皆さんは、その後、模擬裁判を体験。裁判官と弁護士に直接質問しました。

模擬裁判では、児童の皆さんが裁判官・検察官・弁護士役になりきり、白熱した演技が繰り広げられました。

質疑応答では、裁判官と弁護士に、児童と保護者から多くの質問がありました。その中で、弁護士に対し、「実際の法廷での『異議あり！』が見たい」との要望があり、力強い「異議あり！」に歓声があがりました。

また、参加した児童からは「模擬裁判が楽しかった」「本当の裁判官や弁護士に質問できて、将来の参考になった」「また参加したい」等、保護者からも「普段、見られない場所を見ることができて良かった」「貴重な体験になった」等の感想が寄せられました。



行事に御参加いただいた皆さん、ありがとうございました！

裁判所では、いつでも裁判所見学・出前講義の申込みを受け付けています。

学校に、職場に、裁判官や裁判所職員がうかがいます！直接質問してみませんか？
出前講義は、オンラインでも実施可能です。講義内容についても、お気軽にご相談ください♪

(お問い合わせ先：福島地方裁判所事務局総務課広報係 TEL024-534-2194)